

## 入札説明書

この入札説明書は、平成29年2月3日付け平成29年北海道告示第75号により公告した、一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道知事 高橋 はるみ

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1包装当たりの単価）及び数量（調達予定数量）  
別添仕様書による。
- (2) 調達をする物品等の仕様その他の明細  
別添仕様書による。
- (3) 契約期間  
平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- (4) 納入場所

ア 北海道立江差病院（檜山郡江差町字伏木戸町484番地）

イ 北海道立北見病院（北見市北7条東2丁目2番地1）

ウ 北海道立羽幌病院（苫前郡羽幌町栄町110番地）

エ 北海道立緑ヶ丘病院（河東郡音更町緑ヶ丘1番地）

オ 北海道立向陽ヶ丘病院（網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号）

カ 北海道立子ども総合医療・療育センター（札幌市手稲区金山1条1丁目240番6）

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（医薬品）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

### 4 契約条項を示す場所

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

### 5 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階 保健福祉部1号会議室

#### (2) 入札日時

平成29年3月22日 午後1時30分

#### (3) 開札場所

(1)に同じ。

#### (4) 開札日時

(2)に同じ。

6 開札に立ち会う者に関する事項

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

各品目毎に落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者と契約を行わない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称

北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

イ 所在地

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (内25-853)

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。